



福知山市事業者チャレンジおうえん事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中小企業者等がコロナ禍に打ち勝つための取組みとして業種・業態転換等の新たな取組（事業）を行う場合に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【申請受付期間】

令和2年11月9日（月）から令和2年11月30日（月）まで

【事業実施期間】

令和2年11月9日（月）から令和3年3月19日（金）まで

【申請要件】

1. 福知山市内に事業所を有する中小企業者、または創業者・創業予定者（※）であり、以下の要件に全て該当すること

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた取組（事業）であること

既存事業者…業種・業態転換等による新たな取組（事業）により、売上げの向上が見込めること

創業者・創業予定者…継続した事業運営が見込める取組（事業）であること

令和2年11月9日以降の取組（事業）であること

次のいずれかの事業支援機関にて事業計画を確認されていること

京都信用保証協会、福知山市産業支援センター、福知山市商工会、
福知山商工会議所

市税に滞納がないこと

※創業者においては令和2年1月1日以降に創業したもの、創業予定者においては令和3年3月19日までに税務署に開業届を提出できるもの

2 補助率・補助額

補助率	補助対象経費の4分の3以内
補助額	上限 1,125,000 円

【補助対象経費】

①機械装置費等

本事業を実施するにあたって直接必要な機械装置費等の購入に関する経費。

【対象とならない経費】

パソコンやタブレット、自動車等車輛など補助事業以外に転用可能な汎用性のあるもの。

②広報費

パンフレットやポスター・チラシ等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費。

【対象とならない経費】

試供品、販促品（商品・サービスの宣伝広告の掲載がない場合）、名刺、商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板・会社案内パンフレットの作成・求人広告

③開発費

新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費

※購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業完了時には使い切ることを原則とします。

【対象とならない経費】

販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費。

④借料

事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費。

【対象とならない経費】

- ・契約期間が補助事業実施期間を超える契約期間分
- ・パソコンやタブレット、自動車等車輛など補助事業以外に転用可能な汎用性のあるもの。

⑤委託費

事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等活用するなど、自ら実行することが困難な業務に限ります）

※委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。

⑥外注費

事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります）

※外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。

【対象外】

- ・当取組（事業）の交付決定前に請求、または支払いが完了した取組（事業）
- ・本事業における対象経費で、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、または受けることが決まっている場合
- ・消費税、地方消費税
- ・その他事務局が補助金の目的等と照らして適当でないと認めるもの

3 令和2年11月30日(月)までに以下の書類各1部を福知山商工会議所まで提出してください

<input type="checkbox"/> 宣誓・同意書（様式1）	原本
<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書（様式2）	原本
<input type="checkbox"/> 交付申請書（様式3）	原本
<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式4-1、様式4-2） （いずれかの支援機関にて確認がとれているもの）	原本
<input type="checkbox"/> 見積書及び設計書または仕様書	写し
<input type="checkbox"/> 直近の確定申告書および決算書(※1) 決算期を一度も迎えていないものは直近の試算表	写し
<input type="checkbox"/> 納税証明書（市税に滞納がないことの証明）（※2） 申請日から3か月以内の日付のもの	写し
<input type="checkbox"/> 決算期を一度も迎えていないものは開業届書	写し

※1-個人事業主は収支内訳書[1面]または所得税青色申告決算書[1・4（貸借対照表）面]、法人は貸借対照表および損益計算書を添付

※2-市税の徴収猶予を受けておられる方は、納税証明書（滞納あり）に徴収猶予許可通知書の写しを添付
交付申請書等は、支援を受けている事業支援機関にお申し出ください。
福知山商工会議所のホームページからもダウンロードしていただけます。

4 補助金の採択又は不採択の決定は、募集期間終了後、提出書類により審査を行い、文書にて各申請者に結果を通知いたします。

- (1) 採択審査結果の通知は12月中旬頃を予定しています。
- (2) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (3) 補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払とします。
- (4) 宣誓・同意書の『事前着手欄』にチェックをされた場合であっても、交付決定日以降の支払い分のみが補助対象経費となります。

※採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

5 実績報告書の提出について

- (1) 補助事業終了後は、事業終了から1ヶ月以内、または令和3年3月19日のいずれか早い日までに、実績報告書を事業支援機関にて確認をとってもらった上で、福知山商工会議所に提出してください。併せて領収書や明細がわかる資料（成果物見本や写真等を含む。）の添付が必要です。
（その際、取組（事業）実績について事業支援機関が確認させていただきます。）
- (2) 福知山商工会議所において実績報告書類を受理後、取組（事業）及び経費を最終確認の上、補助金額を確定し通知します。

【申請から補助金受領までの流れ】

①申請書類作成（様式1～4）

②事業支援機関へ相談・確認

③福知山商工会議所へ申請書類提出

審査（採択結果通知は12月中旬頃の予定）

（以下、採択の場合）

④交付決定後、申請事業の実施

⑤事業完了後、事業支援機関にて実績報告書類の確認

⑥福知山商工会議所へ事業報告書類提出

⑦福知山商工会議所にて報告書類の確認

⑧報告書類の不足・不備がないことの確認が終わり次第、補助金を請求・受領（精算払）

【お問い合わせ・申請書類提出先】

〒620-0037 福知山市字中ノ27番地

福知山商工会議所 中小企業相談所

TEL 0773-22-2108/FAX 0773-23-6530

※申請書類は、11月9日（月）以降にホームページからダウンロードできます。

URL:<http://www.fukuchiyama.or.jp/>

受付時間は、月曜日～金曜日 8時30分～17時00分（土日祝日除く）です。